

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 少額短期保険業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 少額短期保険業者の参入に関する基本的考え方</p> <p>少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる根拠法のない共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。</p> <p>この目的を実現するため、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業について、他の法律に特別の規定のあるもの、又は、会社、労働組合等がその役職員、構成員等を相手方とするもの等を除き、保険業法の規制の対象とするとともに、少額短期保険業者の特例制度を創設するための保険業法の改正（保険業法等の一部を改正する法律〔平成17年5月2日法律第38号〕以下、「改正法」という。）が平成17年4月に行われたところである。</p> <p>改正法では、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業を少額短期保険業とし、少額短期保険業を行う場合には、内閣総理大臣の登録が必要としている。</p> <p>登録に際して、(1) 株式会社又は相互会社でない場合（NPO法人等除く。）、(2) 資本金等の額が1,000万円に満たない場合、(3) 会社や役員に行</p>	<p>I. 基本的考え方</p> <p>I-1 少額短期保険業者の<u>検査・監督</u>に関する基本的考え方</p> <p>(1) 少額短期保険業者の<u>検査・監督</u>の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる根拠法のない共済について、保険業法（以下「法」という。）の保険業に含め、規制の対象とすることで、<u>保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することにある（法第1条参照）。</u></p> <p>この目的を実現するため、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業について、他の法律に特別の規定のあるもの、又は、会社、労働組合等がその役職員、構成員等を相手方とするもの等を除き、法の規制の対象とするとともに、少額短期保険業者の特例制度を創設するための法の改正（保険業法等の一部を改正する法律〔平成17年5月2日法律第38号〕）が平成17年4月に行われたところである。</p> <p>法では、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業を少額短期保険業とし、少額短期保険業を行う場合には、内閣総理大臣の登録が必要としている。</p> <p>登録に際して、(1) 株式会社又は相互会社でない場合（NPO法人等除く。）、(2) 資本金等の額が1,000万円に満たない場合、(3) 会社や役員に</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>政処分歴があるもの等の場合、(4) 保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠ける恐れのあるもの等である場合、(5) 業務を的確に遂行することができる人的構成を有しない場合等は登録を拒否しなければならない。そのため本監督指針においては、登録時の審査にあたって留意すべき事項を具体的に示すこととした。</p> <p>少額短期保険業が健全に発展していくためには、少額短期保険業者が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、保険契約者が安心して保険商品を利用できることが不可欠である。従って、登録後の少額短期保険業者の監督にあたっては、保険契約者等の保護を図る観点から、継続的な情報収集等により、少額短期保険業を健全かつ適切に遂行する上で問題となる事象を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を適時適切に行うことが重要である。</p> <p>また、少額短期保険業者は、保険会社と同様に保険契約者等の信頼を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる少額短期保険業者にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められ、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、経営の健全性を確保するため「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」（以下、「ソルベンシー・マージン比率」という。）という客観的な基準を用い、必要な対応を迅速かつ適切に行っていくことで少額短期保険業者の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>本監督指針では、業務の適切性及び財務の健全性を確保するため、少額短期保険業者に対して監督を行っていく際の着眼点等を記載することとした。</p>	<p>行政処分歴があるもの等の場合、(4) 保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠ける恐れのあるもの等である場合、(5) 業務を的確に遂行することができる人的構成を有しない場合等は登録を拒否しなければならない。そのため本監督指針においては、登録時の審査にあたって留意すべき事項を具体的に示すこととした。</p> <p>少額短期保険業が健全に発展していくためには、少額短期保険業者が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、保険契約者が安心して保険商品を利用できることが不可欠である。したがって、登録後の少額短期保険業者の<u>検査・監督</u>にあたっては、保険契約者等の保護を図る観点から、継続的な情報収集等により、少額短期保険業を健全かつ適切に遂行する上で問題となる事象を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を適時適切に行うことが重要である。</p> <p>また、少額短期保険業者は、保険会社と同様に保険契約者等の信頼を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる少額短期保険業者にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められ、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、経営の健全性を確保するため「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」（以下「ソルベンシー・マージン比率」という。）という客観的な基準を用い、必要な対応を迅速かつ適切に行っていくことで少額短期保険業者の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>本監督指針では、業務の適切性及び財務の健全性を確保するため、少額短期保険業者に対して<u>検査・監督</u>を行っていく際の着眼点等を記載することとした。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p>(2) <u>金融庁としては、発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。</u></p> <p><u>このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。</u></p> <p><u>また、少額短期保険業者の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、保険契約者等の自己責任原則の確立を図るため、少額短期保険業者のディスクロージャーの充実を継続的に推進することも重要である。</u></p>
(新設)	<p>(3) <u>行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、少額短期保険業者において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応や、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まない等の弊害を惹起しかねない。</u></p> <p><u>金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）としては、各業者の規模・特性や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、対話等を</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>通じ少額短期保険業者によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。</u></p> <p><u>(参考) 「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」</u> <u>(平成30年6月29日)</u></p> <p><u>(4) 少額短期保険業者の検査・監督に携わる職員は、(1)から(3)の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">① <u>国民からの負託と職務倫理の保持</u> <u>自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては、I-1(1)における少額短期保険業者の検査・監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">② <u>綱紀・品位、秘密の保持</u> <u>金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">③ <u>大局的かつ中長期的な視点</u> <u>金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">④ <u>公正性・公平性</u> <u>法令等に基づく適正な手続きに則り、各業者の状況を踏まえて、公</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-1-2 少額短期保険業者の監督にあたっての基本的考え方</p> <p>効果的な監督行政を行うためには、検査部局の「オンサイト」と監督部局の</p>	<p><u>正・公平に業務を遂行し、少額短期保険業者間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。</u></p> <p>⑤ <u>少額短期保険業者の自主的努力の尊重</u></p> <p><u>少額短期保険業者の検査・監督の目的を達成するためには、少額短期保険業者による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である少額短期保険業者の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮する。</u></p> <p>⑥ <u>自己研鑽</u></p> <p><u>諸外国を含む保険に関する諸規制や少額短期保険業者の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各業者固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</u></p> <p>⑦ <u>適切かつ密接な組織内外の関係者との連携</u></p> <p><u>実効性の高い検査・監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、金融庁及び財務局内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。</u></p> <p>(削除)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い金融監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、少額短期保険業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。</p> <p>具体的には、少額短期保険業者に対して保険契約者等の保護策を始めとする各種法令等遵守の徹底を求めていくとともに、少額短期保険業者との定期的・継続的な意見交換等により、業務の状況を適切に把握するとともに、提供された各種の情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。</p> <p>特に、監督部局は、個別の少額短期保険業者の状況のみならず、保険業界全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、当該少額短期保険業者が類似業務を行っている業者の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、機動的なヒアリングなどを通じて、適切に問題改善を促していくことが重要である。</p> <p>上記を踏まえると、少額短期保険業者の監督にあたっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1) 検査部局との適切な連携の確保</p> <p>監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ</p>	

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ることで、実効性の高い少額短期保険業者の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</p> <p>① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、発生原因等の分析等をあらためて行うとともに、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</p> <p>② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。</p> <p>(2) 少額短期保険業者の情報の積極的な収集</p> <p>少額短期保険業者の監督にあたっては、少額短期保険業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、少額短期保険業者からの報告だけでなく、日頃から積極的に情報収集を行う必要がある。具体的には、少額短期保険業者との意見交換等を通じて、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</p> <p>(3) 少額短期保険業者の自主的な努力の尊重</p> <p>監督当局は、少額短期保険業者の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。少額短期保険業者の監督にあたっては、このような立場を十分に踏まえ、少額短期保険業者の</p>	

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>効率的・効果的な監督事務の確保</u></p> <p><u>監督当局及び少額短期保険業者双方の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、少額短期保険業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>既報告や資料提出等については、少額短期保険業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、少額短期保険業者の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</u></p> <p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>(1) <u>これまで金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を徹底してきており、保険契約者の自己選択と保険契約者等保護を根底に置いた保険会社等の自助努力を促進する行政を進めてきている。今回新たに創設された少額短期保険業制度に基づき、保険業への参入を目指す少額短期保険業者に対して「事後チェック型行政」を徹底し、監督上の対応を迅速に行うためには、日常の監督事務を通じて少額短期保険業者の経営状況や内部管理の状況などの実態を把握していることが前提となる。</u></p> <p><u>このため、本監督指針においては、日常の監督事務を通じた少額短期保険業者の経営状況や内部管理の状況などを把握することを目的として、少額短</u></p>	<p>I-2 監督指針策定の趣旨</p> <p>(1) <u>これまで金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を徹底してきており、保険契約者の自己選択と保険契約者等保護を根底に置いた保険会社等の自助努力を促進する行政を進めてきた。</u></p> <p><u>金融庁においては、環境変化や新たな課題の発生に機動的・予防的に対応していく観点から、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の蓋然性等の将来を見据えた分析に基づく早め早めの対応を行うため、検査・監督のあり方について様々な見直しを行っている。</u></p> <p><u>平成30年6月に、金融行政の基本的な考え方や検査・監督の進め方、当局の態勢整備について整理し「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>期保険業者の監督行政はどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置付け、体系的に整備した。</p> <p>従って、本監督指針に記載がない項目であっても、少額短期保険業者は保険会社と同様、保険業法が適用されることから、「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下、「総合指針」という。）の項目を参照しつつ対応することが求められる。</p>	<p>基本方針）」を策定し、ここにおいて、保険会社等のチェックリストによる形式的確認を改め、創意工夫を進めやすくする観点から、検査マニュアルは廃止することとしている。</p> <p>また、同年7月には、保険会社等の継続的なモニタリング等を効果的・効率的に行うための組織再編を行い、これまで立入検査を検査局、各種ヒアリング等を監督局が担当していた組織体制を変更し、オン・オフのモニタリングの一体化を進めている。</p> <p>こうした見直しの一環として、令和元年12月に、保険検査マニュアルの廃止と併せて、本監督指針についても、上記の見直しを踏まえた必要な改正等を行っている。具体的には、実態把握や対話等を通じたオン・オフ一体のモニタリングのあり方や監督指針の位置付け等を改めて整理、過度に細かく特定の方法が記載されている等少額短期保険業者の創意工夫を妨げる可能性がある規定について修正等を行った。こうした点については、今後も引き続き検討していく。</p>
<p>(2) 本監督指針は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様な状態にあると予想される少額短期保険業者に対して監督上の評価項目の全てを一律に求めているものではなく、特に体制面の着眼点において総合指針を準用している場合、事業者の事情に併せて、小規模な事業者である場合は、必ずしも独立した部署の設立を求めるものではないよう実情に応じて判断することとする。</p> <p>従って、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、少額短期保険業者としての対応が業務の適切性及び財務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する</p>	<p>(2) 本監督指針は、「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下、「総合指針」という。）の別冊として位置付け、体系的に整備しているものである。</p> <p>本監督指針に記載がない項目であっても、少額短期保険業者は保険会社と同様、法が適用されることから、「総合指針」の項目を参照しつつ対応することが求められる。</p> <p>本監督指針は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様な状態にあると予想される少額短期保険業者に対して検査・監督上の評価項目の全てを一律に求めているものではなく、特に体制面の着眼点において総合指針を準用している場合、事業者の事情に併せて、小規模な事業者である場合は、必ずしも</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>必要がある。</u></p> <p><u>一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、少額短期保険業者の業務の適切性又は財務の健全性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</u></p>	<p><u>独立した部署の設立を求めるものではないよう実情に応じて判断することとする。</u></p> <p><u>したがって、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、少額短期保険業者としての対応が業務の適切性及び財務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。</u></p> <p><u>一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、少額短期保険業者の業務の適切性又は財務の健全性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</u></p>
<p><u>(3) 財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は本監督指針に基づき管轄少額短期保険業者の監督事務を実施するものとし、金融庁監督局保険課にあっても同様の取扱いとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>I-3 少額短期保険業者向け監督指針の位置付け</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(1) 本監督指針は、少額短期保険業者の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、具体的な監督手法、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(2) 金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、少額短期保険業者に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(3) 財務局は、本監督指針に基づき管轄少額短期保険業者の検査・監督事務を実施するものとし、金融庁にあっても同様の取扱いとする。その際、本監督指針が、少額短期保険業者の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各業者の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(4) 複数の業態を含む金融グループへの対応については、「総合指針Ⅰ-3-(4)」に準じて取扱うものとする。</u></p>
Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目	Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目
Ⅱ-1 経営管理	Ⅱ-1 経営管理
Ⅱ-1-3 監督手法・対応	Ⅱ-1-3 監督手法・対応
下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。	下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、 <u>経営管理態勢</u> について検証することとする。
(1) (略)	(1) (略)

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) <u>総合的なヒアリング</u>（「Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点(3)②」を参照）</p> <p><u>総合的なヒアリング</u>において、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p>	<p>(2) <u>経営管理の状況等に関するヒアリング</u></p> <p>経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p>
<p>(3) <u>内部監査ヒアリング等</u></p> <p>内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、少額短期保険業者の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。</p> <p>また、特に必要があると認められる場合には、少額短期保険業者の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。</p>	<p>(3) <u>内部監査に関するヒアリング等</u></p> <p>内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、少額短期保険業者の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。</p> <p>また、特に必要があると認められる場合には、少額短期保険業者の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。</p>
<p>(4) <u>通常の監督事務を通じた経営管理の検証</u></p> <p>経営管理については上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。</p>	<p>(4) <u>通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証</u></p> <p>経営管理態勢については上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理態勢の有効性について検証することとする。</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(6) <u>監督上の対応</u></p> <p>経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には<u>保険業法</u>（以下、「法」と</p>	<p>(6) <u>監督上の対応</u></p> <p>経営管理態勢の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には<u>法第 272 条の 22</u>（主要株</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>いう。)第 272 条の 22 (主要株主・持株会社にあつてはその必要の限度において法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 12 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 27) に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 272 条の 25 又は法第 272 条の 26 (主要株主・持株会社にあつては法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 14 若しくは法第 271 条の 16 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 29 若しくは法第 271 条の 30) に基づき行政処分を行うものとする。</p>	<p>主・持株会社にあつてはその必要の限度において法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 12 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 27) に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 272 条の 25 又は法第 272 条の 26 (主要株主・持株会社にあつては法第 272 条の 34 第 1 項において準用する法第 271 条の 14 若しくは法第 271 条の 16 又は法第 272 条の 40 第 2 項において準用する法第 271 条の 29 若しくは法第 271 条の 30) に基づき行政処分を行うものとする。</p>
<p>Ⅱ-3 業務の適切性</p>	<p>Ⅱ-3 業務の適切性</p>
<p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p>	<p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p>
<p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p>	<p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 少額短期保険募集人の教育・管理・指導</p>	<p>(4) 少額短期保険募集人の教育・管理・指導</p>
<p>① <u>少額短期保険業者においては、募集人に対する教育、管理、指導を適切に行っているか。また、そのような教育、管理、指導が行われる態勢を整備しているか。育成、資質の向上を図るための措置を講じているか。</u></p>	<p><u>少額短期保険業者においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(顧客情報の適正な管理を含む。)等について、社内規則等に定めて、少額短期保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p>
<p>② <u>保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識等、顧客情報の取扱い等について、社内規則等に定めているか。また、指導基準を明確化し、所属代理店に対して教育、管理、指導を適切に行っているか。保険商</u></p>	<p>① <u>少額短期保険募集人の教育について</u> <u>保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>品の特性を顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。</u></p> <p><u>特に法定限度額の令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限についての教育等を徹底しているか。さらに、意図的に保険契約者を親族名にする等により、令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31の規定の潜脱が行われないように留意した教育・管理・指導を行っているか。</u></p> <p>③ <u>内勤職員が実質的に保険募集を行い、その保険契約を他の少額短期保険募集人の扱いとする等のいわゆる社員代行等の行為又は少額短期保険募集人間での成績の付け替え契約等の行為を排除するための措置を講じているか。</u></p> <p>④ <u>事務所及び募集代理店等の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、代理店等の保険募集の実態や保険料の收受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。</u></p> <p><u>ア. 代理店等に対する監査等の周期は、代理店業務の品質を確保する上で有効なものとなっているか。</u></p> <p><u>イ. 監査等を実施する代理店等の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</u></p> <p><u>また、監査等において内部事務管理が不適切な代理店等に対し、適切な措置を講じるとともに、改善に向けた態勢整備を図っているか。</u></p>	<p><u>險商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。</u></p> <p><u>特に法定限度額の令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31に規定する一の被保険者に係る保険金限度額及び一の保険契約者に係る総保険金額の上限についての教育等を徹底しているか。さらに、意図的に保険契約者を親族名にする等により、令第1条の6、令第38条の9及び規則第211条の31の規定の潜脱が行われないように留意した教育・管理・指導を行っているか。</u></p> <p>② <u>少額短期保険募集人の管理・指導について</u></p> <p><u>ア. 少額短期保険業者においては、募集人の健全かつ適切な業務運営を確保するために、不適切な保険募集の端緒となりうる点等について、その状況を適時把握し、管理・指導するために適正な措置を講じているか。</u></p> <p><u>具体的には、例えば、以下の(ア)から(ウ)のようなことが考えられる。</u></p> <p><u>(ア) 少額短期保険募集人の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行う。</u></p> <p><u>その際、内勤職員が実質的な保険募集を行い、その保険契約を他の少額短期保険募集人の扱いとする等の行為又は少額短期保険募集人間での成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の募集時の説明が不十分となるなどの不適切な保険募集につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。</u></p> <p><u>(イ) 代理店等による契約者からの保険料領収及び保険料の少額短期保険業者への精算の適切性を確保するため、保険料の支払いを受けた場合に保険料領収証を発行すること、代理店等が領収した保険料を自己</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑤ 募集人の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行っているか。保険契約者等保護の観点から、募集人の育成状況及び代理店等の稼働率等の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。</p> <p>⑥ 代理店等との委託契約書において代理店等の遵守すべき事項を定めているか。</p> <p>⑦ 代理店等に対して、收受した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。</p> <p>⑧ 保険料の領収にあたって、以下のような行為を行わせないよう教育、管理、指導しているか。</p> <p>ア. 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。</p> <p>イ. 領収は会社所定の領収証に限定されているか。</p> <p>ウ. 手形による保険料の領収が行われていないか。</p> <p>エ. 保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。</p> <p>オ. 保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっているか。</p> <p>⑨ 代理店等に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく所属少額短期保険業者に送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも少額短期保険業者における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう教育、管理、指導しているか。</p> <p>⑩ 保険証券が正当な理由なく、代理店等を介して保険契約者へ交付されていないか。</p> <p>⑪ 保険金や解約返戻金が代理店等を介して保険契約者等へ給付されてい</p>	<p>の財産と明確に区分し、遅滞なく適時に所属少額短期保険業者に精算すること、それら管理の状況が事後で確認できる体制とすることなどを少額短期保険業者において管理・指導する体制を構築する。</p> <p>(ウ) 架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するため、保険証券を交付する行為又は保険金や満期返戻金を保険契約者等へ給付する行為については、正当な理由なく、代理店等を介して行わないように適正な措置を講じる。</p> <p>イ. 代理店等と締結する委託契約書において代理店等が遵守すべき事項を定めているか。</p> <p>③ 代理店等に対する監査について</p> <p>事務所及び募集代理店等の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、代理店等の保険募集の実態や保険料の收受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。</p> <p>また、監査等において内部事務管理が不適切な代理店等に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。</p> <p>ア. 代理店等に対する監査等の周期は、代理店業務の品質を確保するうえで有効なものとなっているか。</p> <p>イ. 監査等を実施する代理店等の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>いか。</u></p> <p><u>⑫ 保険募集を行う社員についても、保険募集に関して適切な教育、管理、指導等を行っているか。</u></p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とする措置を講じているか。(「Ⅱ-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア. ~ウ. (略)</p> <p>エ. 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。</p> <p><u>(注) 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せてA3両面程度のもものが考えられる。</u></p> <p>オ. (略)</p> <p>④~⑨ (略)</p> <p>(3) 法第294条の2関係(意向の把握・確認義務)</p>	<p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とする措置を講じているか。(「Ⅱ-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア. ~ウ. (略)</p> <p>エ. 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>オ. (略)</p> <p>④~⑨ (略)</p> <p>(3) 法第294条の2関係(意向の把握・確認義務)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>① 意向把握・確認の方法</p> <p>意向把握・確認の<u>具体的方法</u>については、<u>取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人の創意工夫により、以下のア. からカ. 又はこれと同等の方法を用いているか。</u></p> <p>ア. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明する<u>前</u>に、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</p> <p><u>(注) 例えば、アンケート等により顧客の意向を事前に把握したうえで、当該意向に沿った個別プランを作成し、顧客の意向との関係性をわかりやすく説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が当初把握した主な顧</u></p>	<p>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>① 意向把握・確認の方法</p> <p>意向把握・確認の方法については、<u>顧客が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結することを確保するために、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。</u></p> <p><u>具体的には、例えば、以下のア. からエ. のような方法が考えられる。</u></p> <p>ア. 保険金額や保険料を含めた顧客向けの個別プランを説明・提案するに<u>あたり</u>、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</p> <p><u>さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p><u>(注 1) 事前に顧客の意向を把握する場合、例えば、アンケート等により把握することが考えられる。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</u></p> <p><u>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p><u>イ. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを提案する都度、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</u></p> <p><u>（注）例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき顧客の意向を推定したうえで、保険金額や保険料を含めた個別プランの作成・提</u></p>	<p><u>（注2）顧客の意向を把握することには、例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき推定するといった方法が含まれる。この場合においては、個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の交付書類の目立つ場所に、推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載し説明するなど、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明することが考えられる。</u></p> <p><u>（注3）ペットや不動産購入等に伴う補償を望む顧客に係る意向の把握及び説明・提案については、顧客自身が必要とする補償内容を具体的にイメージしやすく、そのため意向も明確となることから、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明することが考えられる。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>案を行う都度、設計書等の顧客に交付する書類の目立つ場所に、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載のうえ説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</u></p> <p><u>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p><u>ウ. ペットの購入や不動産賃貸借契約等に伴う補償を望む顧客に対し、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明する。</u></p> <p><u>その後、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p><u>エ. 上記ア. からウ. の場合においては、規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号ロに規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握について、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>オ. 事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>カ. 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険の加入勧奨については、Ⅱ-3-3-2(3)④イ. (注)に定める措置を講じるものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>Ⅱ-3-11 事務リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-11-1 意義</p> <p>事務リスクとは、少額短期保険業者の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、少額短期保険業者が損失を被るリスクをいうが、少額短期保険業者は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p>	<p>イ. <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号イに規定する事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行う。</u></p> <p>ウ. <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号ロに規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握については、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</u></p> <p>エ. 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険の加入勧奨については、Ⅱ-3-3-2(3)④イ. (注)に定める措置を講じるものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>Ⅱ-3-11 事務リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-11-1 意義</p> <p>事務リスクとは、少額短期保険業者の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、少額短期保険業者が損失を被るリスクをいうが、少額短期保険業者は当該リスクに係る<u>役職員の人事管理を含む内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ-3-12 システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-12-1 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や少額短期保険業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や少額短期保険業者が損失を被るリスクをいう。システムが安全かつ安定的に稼動することは少額短期保険業者に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p>	<p>Ⅱ-3-12 システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-12-1 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や少額短期保険業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や少額短期保険業者が損失を被るリスクをいう。システムが安全かつ安定的に稼動することは少額短期保険業者に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>また、金融機関のIT戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や金融機関のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、金融機関において経営戦略をIT戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、少額短期保険業者の規模や業務特性に応じて、経営者がリーダーシップを発揮し、ITと経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「ITガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。</u></p> <p><u>(参考) 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理 (令和元年6月)</u></p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の<u>検査・監督</u>に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 <u>検査・監督事務に係る基本的考え方</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>前述（Ⅰ－1）の少額短期保険業者の検査・監督の目的を達成するためには、金融庁及び財務局においても、少額短期保険業者に対し、個々の少額短期保険業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</u></p> <p><u>このため、少額短期保険業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、保険契約者等の保護、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</u></p> <p><u>経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展につなげていくには、各業者が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、少額短期保険業者自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁及び財務局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各業者の取組みを促していく。</u></p> <p><u>その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や少額短期保険業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 272 条の 25 に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ－4）の発動等を検討することとする。</u></p> <p><u>さらに、少額短期保険業者の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。</u></p>
(新設)	(1) 少額短期保険業者との十分な意思疎通の確保

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>検査・監督に当たっては、少額短期保険業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に対応していくことが重要である。このため、金融庁及び財務局においては、少額短期保険業者からの報告に加え、少額短期保険業者との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む少額短期保険業者の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、少額短期保険業者との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</u></p> <p>(2) <u>少額短期保険業者の自主的な努力の尊重</u></p> <p><u>金融庁及び財務局は、私企業である少額短期保険業者の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。検査・監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、少額短期保険業者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) <u>効率的・効果的な検査・監督事務の確保</u></p> <p><u>金融庁、財務局及び少額短期保険業者の限られた資源を有効に利用する観点から、検査・監督事務は、少額短期保険業者の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、少額短期保険業者に報告や資料提出等を求める場合には、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている検査・監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ -1-1 無登録等業者に係る対応 (1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点</p> <p>(1) 毎事務年度の監督にあたっての重点事項の策定・公表 監督にあたっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフサ</p>	<p><u>有効性の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>既報告や資料提出等については、少額短期保険業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、少額短期保険業者の意見を十分にヒアリングすることに留意する。</u></p> <p><u>また、少額短期保険業者や少額短期保険募集人の小規模な営業所等に関して、少額短期保険業者や少額短期保険募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>Ⅲ-1-1 検査・監督事務の進め方 <u>少額短期保険業者の規模や業務特性に応じて、「総合指針Ⅲ-1-1 検査・監督事務の進め方」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p>Ⅲ-1-2 検査・監督事務の具体的手法 <u>少額短期保険業者の規模や業務特性に応じて、「総合指針Ⅲ-1-2 検査・監督事務の具体的手法」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>想される少額短期保険業者については、特に留意してヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>③ <u>保険計理人ヒアリング</u></p> <p><u>毎決算期において、保険計理人に対して法第 272 条の 18 において準用する法第 121 条に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立、契約者配当、保険業の継続可能性に関する意見を聴取することとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>Ⅲ-1-3 監督部局間における連携</u></p> <p>(1) <u>金融庁と財務局との連携</u></p> <p>令第 48 条等の規定により、少額短期保険業者に関する権限を金融庁長官から財務局長に委任しており、的確な監督対応を図るため、金融庁及び財務局が互いに情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>財務局間における連携</u></p> <p>令第 48 条等に規定された委任事項を行う財務局長は、委任された事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に</p>	<p><u>Ⅲ-1-3 品質管理</u></p> <p><u>少額短期保険業者の規模や業務特性に応じて、「総合指針Ⅲ-1-3 品質管理」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ-1-4 財務局との連携等</u></p> <p>(1) <u>金融庁と財務局との連携</u></p> <p>令第 48 条等の規定により、少額短期保険業者に関する権限を金融庁長官から財務局長に委任しており、的確な監督対応を図るため、金融庁及び財務局が互いに情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>財務局間における連携</u></p> <p>令第 48 条等に規定された委任事項を行う財務局長は、委任された事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 上記により委任される事項以外の権限について 令第 48 条等の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請等があったときは、少額短期保険業者に対し、金融庁長官権限である旨を説明し、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該少額短期保険業者に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p><u>Ⅲ-1-4 検査部局との連携</u> <u>検査部局との連携については「総合指針Ⅲ-1-3 検査部局との連携」に準じて行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ-1-5 内部委任等 Ⅲ-1-5-2 金融庁長官への報告 財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第 272 条の 31 第 1 項の規定による承認を行ったときは、速やかにその内容を金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 上記により委任される事項以外の権限について 令第 48 条等の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請等があったときは、少額短期保険業者に対し、金融庁長官権限である旨を説明し、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該少額短期保険業者に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>Ⅲ-1-5 内部委任等 Ⅲ-1-5-2 金融庁長官への報告 財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第 272 条の 31 第 1 項及び第 2 項ただし書きの規定による承認を行ったときは、速やかにその内容を金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(9) (略)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(10) 法第 272 条の 35 第 1 項の規定による承認を行ったときは、速やかにその内容を金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>Ⅲ-1-6~Ⅲ-1-9 (略)</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>① (略)</p> <p>② 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該少額短期保険募集人の登録を抹消する。</p> <p>なお、法第 308 条第 2 項の所属少額短期保険業者への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認したうえで代申業者に行う。</p> <p>(7)~(10) (略)</p> <p>Ⅳ. 保険商品審査上の留意点等</p>	<p>(10) 法第 272 条の 35 第 1 項及び第 3 項ただし書きの規定による承認を行ったときは、速やかにその内容を金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>Ⅲ-1-6~Ⅲ-1-9 (略)</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>① (略)</p> <p>② 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該少額短期保険募集人の登録を抹消する。</p> <p>なお、法第 308 条第 2 項の所属少額短期保険業者への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認したうえで代申業者に行う。<u>この場合、代理申請書の写に受領印を押印することをもって行うことができることとする。</u></p> <p>(7)~(10) (略)</p> <p>Ⅳ. 保険商品審査上の留意点等</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-1 事業方法書の記載事項に係る審査事項</p> <p>IV-1-2 保険の種類区分</p> <p>(1) 商品名称から想起される権利義務その他の内容が、保険契約者等に誤解させるおそれのあるものとなっていないか。</p> <p>(2) 保険の種類区分に掲げられている保険商品については、令第1条の7に規定する保険に該当していないか。</p> <p>(3) 記載された保険商品の給付事由が該当する令第1条の6の「号」をその給付事由ごとに記載し、その保険商品の引受限度額を明確にしているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>IV-1 事業方法書の記載事項に係る審査事項</p> <p>IV-1-2 保険の種類区分</p> <p>(1) 商品名称から想起される権利義務その他の内容が、保険契約者等に誤解させるおそれのあるものとなっていないか。</p> <p>(2) 保険の種類区分に掲げられている保険商品については、令第1条の7に規定する保険に該当していないか。</p> <p>(3) 記載された保険商品の給付事由が該当する令第1条の6の「号」をその給付事由ごとに記載し、その保険商品の引受限度額を明確にしているか。</p> <p><u>(注) 一の保険契約者について引き受けることのできる保険金額の上限が法第272条の13第1項及び令第38条の9第1項で定められているが、一の保険契約者について引き受ける保険の各被保険者に係る保険金額の合計額が、令第38条の9第1項で定められた「上限総保険金額」を超えることのないよう留意する必要がある。</u></p> <p><u>V 無登録等業者に係る対応</u></p> <p><u>(1) 無登録で保険業を行っている者等の実態把握等</u></p> <p><u>一般国民等からの苦情、捜査当局からの照会、保険会社等からの情報提供又は新聞若しくはホームページにおける広告等から無登録等で保険業を行っている疑いのある者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会や、直接、当該業者に電話で確認する（捜査当局に支障が出る場合は</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>除く。）等の方法により、業務内容を調査するなど、積極的にその実態把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、一般国民等から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみにとどまることのないよう十分留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該事業の全部又は一部が保険業に該当するか否かは、法第2条第1項によって判断するが、その際以下の項目に留意する。</u></p> <p><u>(参考) 法第2条第1項：この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、法第3条第4項各号又は第5項各号に掲げるものの引受けを行う事業をいう。</u></p> <p><u>①「偶然の事故」にいう「偶然」とは、必ずしも人為的にコントロール不能な偶発性を指すものに限定されるものではなく、損害を生じる原因となる事実の発生の有無、発生時期、発生態様のいずれかが、客観的又は主観的に不確定であることをいう。</u></p> <p><u>②「保険料の收受」には保険料と明示されていなくとも、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、保険料相当分を当該事業者が社会通念上明らかに受領している場合が含まれる。</u></p> <p><u>(注1) 一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。</u></p> <p><u>上記の「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とは、10万円以下とする。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>(注2) 予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態については、当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して保険業に該当するかどうかを判断する。なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。</u></p> <p><u>(2) 具体的な対応</u></p> <p><u>下記の事項に留意して対応するものとする。</u></p> <p><u>① 一般国民等からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録等で保険業を行っていることが判明した場合には、別紙様式Ⅶ-1により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。</u></p> <p><u>② 別紙様式Ⅶ-1による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し再度連絡を行い、必要かつ適当な場合には告発を行うものとする。</u></p> <p><u>③ 一般国民等からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録等で保険業を行っているとは断定するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあるものと判断される場合には、必要に応じて、別紙様式Ⅶ-2による文書での照会、電話や面談等により業務の状況を直接確認し、更に、捜査当局への連絡及び情報交換を行うものとする。</u></p> <p><u>④ 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、①から③までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。</u></p> <p>⑤ <u>財務局長は、無登録等業者等については、管理台帳（別紙様式Ⅶ-3）を作成し、当該業者に対する一般国民等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。</u></p>